



2019年3月15日

各位

会社名 株式会社ロックオン
代表者名 代表取締役 岩田 進
(コード番号：3690) 東証マザーズ
問合せ先 執行役員経営管理本部長
赤澤 洋樹
(TEL 03-3289-5051)

訴訟の和解及び特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、2018年3月2日付け「当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」にて公表いたしました当社に対して提起された訴訟について、以下のとおり、2019年3月15日付けで和解が成立いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社は、本件和解に伴い、特別損失を計上いたしますので、併せてお知らせいたします。

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、2016年5月31日付けで、当社が保有する商標権に基づき、ビジネスラリアート株式会社（以下「BR社」といいます。）に対し、インターネットホームページや広告において「ロックオン」及び「Lockon」の標章の使用の差し止めを求める訴訟（以下「第1事件」といいます。）を大阪地方裁判所に提起してまいりました。その後、2018年3月2日付け「当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、BR社は、2016年6月27日付けで、BR社が保有する商標権に基づき、当社に対し、当社商号である「ロックオン」や「LOCKON」を含む標章の使用の差し止めを求める訴訟（以下「第2事件」といいます。）を同裁判所に提起しました。

2017年5月11日、大阪地方裁判所は、第1事件については当社の請求を棄却し、また、第2事件については、BR社の当社に対する商標権侵害に基づく上記標章の使用差し止め請求を概ね認容する判決を言い渡しました。そこで当社は、これらを不服として、2017年5月22日、大阪高等裁判所に控訴を提起しました。しかし、同裁判所は、第1事件についての当社の控訴を棄却し、また、第2事件については、BR社の請求の一部を棄却したものの、主要な部分については原審の判断を維持しました。

今回の訴訟（第3事件）は、第2事件で対象となったBR社主張に係る当社による標章の使用の一部がBR社の商標権を侵害したことを前提とした損害賠償請求訴訟です。

当社は、適切な訴訟活動を展開してまいりましたが、このたびBR社との間で、裁判上の和解が成立しました。

2. 和解の相手方の概要

(1)	名 称	ビジネスラリアート株式会社
(2)	所 在 地	京都府京都市下京区中堂寺南町134
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 中西 俊之

3. 和解の内容

和解の内容としては、当社が、BR社に対し、解決金として6,000万円を支払うことを内容とするものです。なお、その他の和解内容の詳細につきましては、当事者間の合意により公表できませんので、ご理解頂きますようお願い申し上げます。

4. 特別損失の計上

当社は、本件解決金の支払いに伴い、本件解決金 6,000 万円を特別損失として計上いたします。

5. 今後の見通し

本件が 2019 年 9 月期の通期連結業績に与える影響につきましては、現在精査中でありますので、業績予想の修正が必要と判断される場合には速やかに公表いたします。

以 上